

◎新潟県選挙管理委員会告示第48号

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における投票用紙（点字用投票用紙を除く。）を次の様式により調製し、薄青色の用紙とし、投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は赤色のインクで印刷するものとし、かつ、これらに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、赤色のインクで刷り込むものと定めた。

平成26年12月2日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

<p>第 四 十 七 回 衆 議 院 比 例 代 表 選 出 議 員 選 挙 投 票</p> <p>○ 注 意</p> <p>政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。</p> <p style="text-align: center;">印</p>	<p>政党その他の 政治団体の 名称又は略称</p>
---	------------------------------------